# 鎌倉市都市計画審議会 資 料 集

令和4年度 第1回

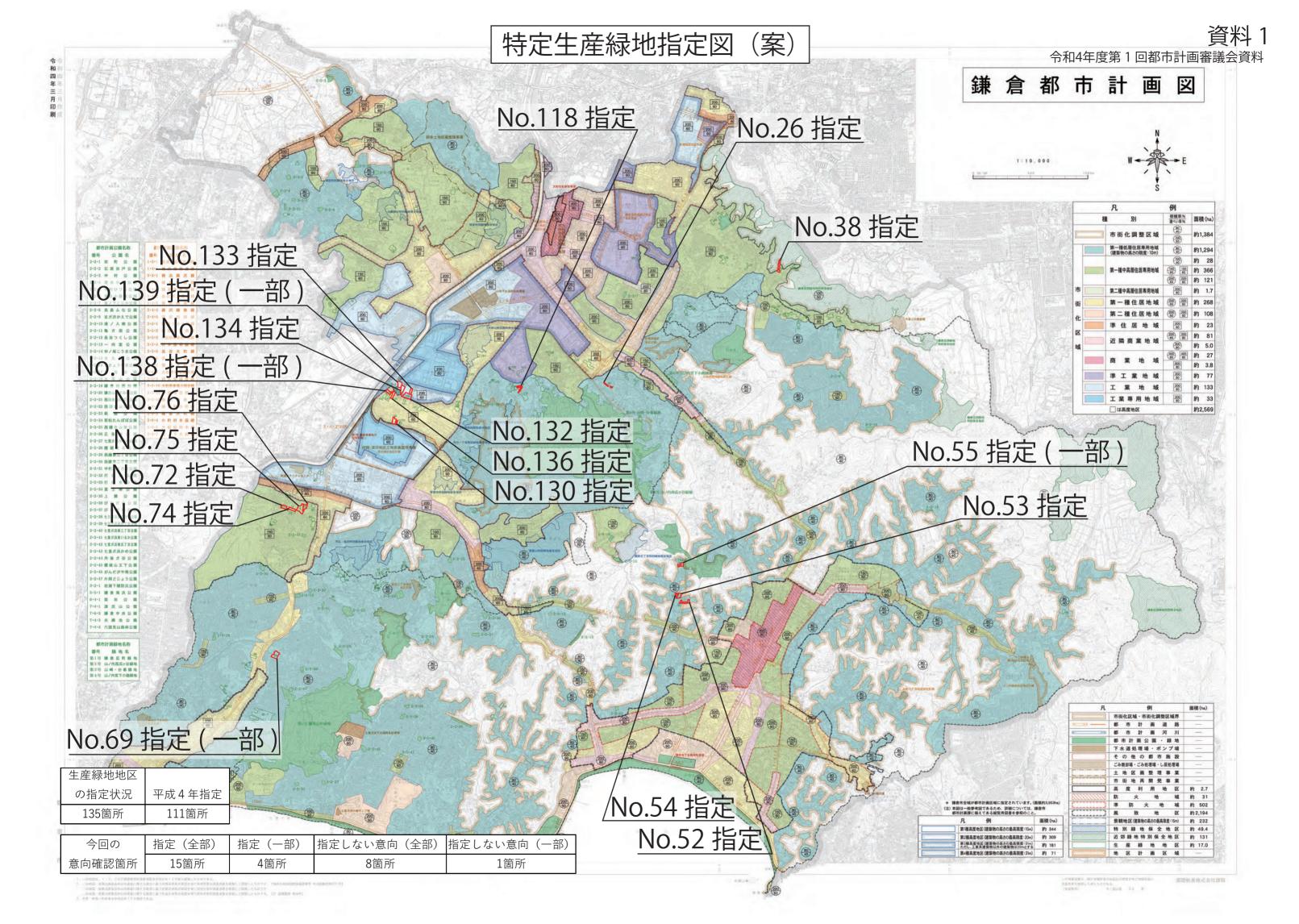
# 資 料

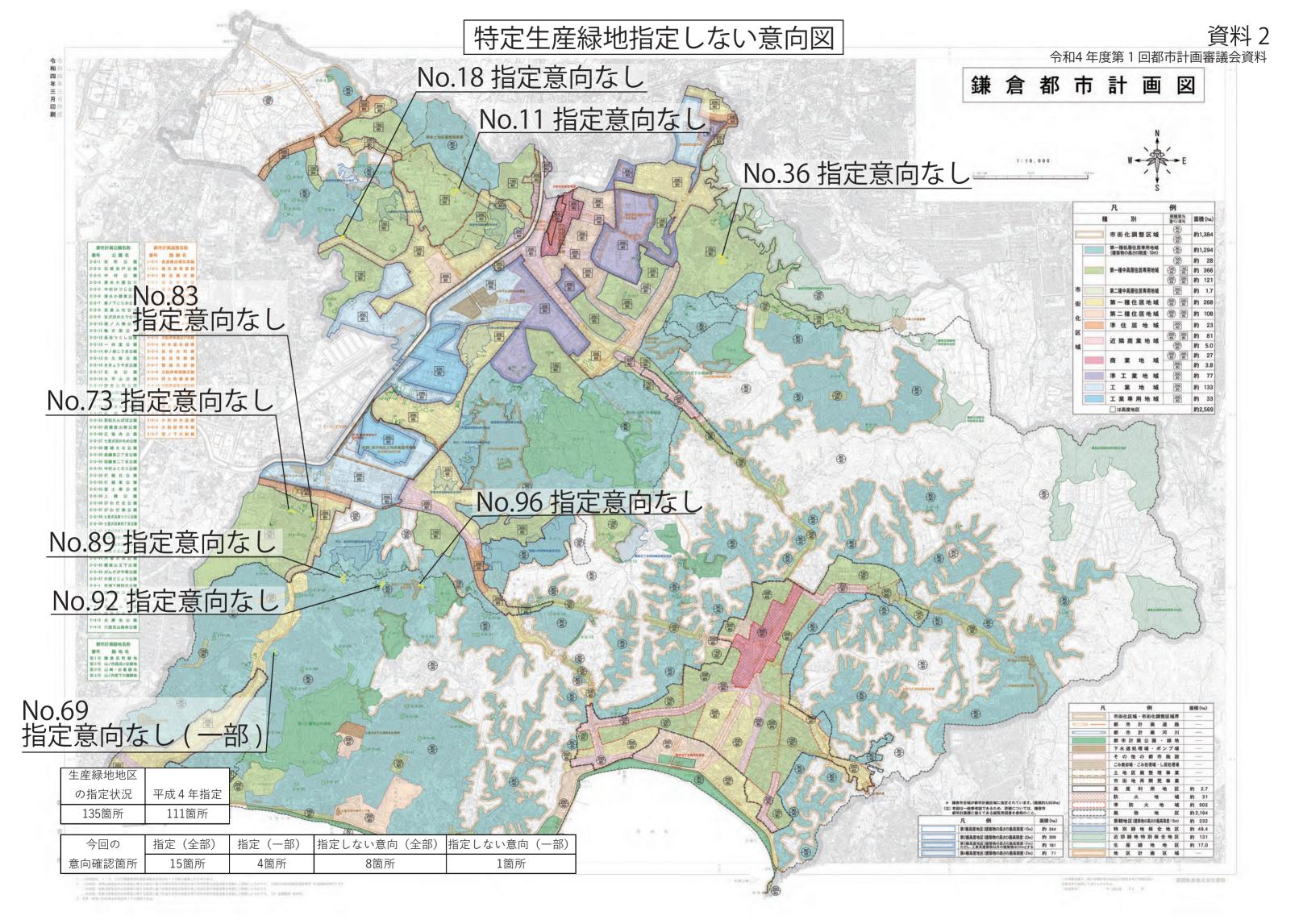
1 諮問第1号 特定生産緑地の指定について

特定生産緑地の指定について

### 目次

特定生產	<b>E緑</b> 均	也指定	定図	(案	()	•	•	•	٠	•	٠	٠	٠	٠	٠	•	٠	٠	資料 1
特定生產	<b></b> 程 禄 均	也指定	定し	ない	意	庐	] <u>[</u>	<u> </u>											資料 2
特定生產	<b></b> 程 禄 均	也指定	定一	覧表	-			•											資料3
位置図								•											資料 4
指定状況	記及で	が事 剤	努フ	<b>-</b>				•											資料5
位置図	指定	官した	ない	意向				•											参考資料
関係法令	· i																		巻末





### 特定生産緑地指定一覧表

令和4年度第1回都市計画審議会資料

【凡例】 要綱……鎌倉市特定生産緑地指定等に 関する事務取扱要綱

指定基準…鎌倉市生産緑地地区指定基準

								1,7,2	住			
箇所番号	農地等の所在地	地番	特定生産緑地 指定面積(案)	生産緑地地区 都市計画 決定面積	当初指定 年月日	指定する 範囲	要綱第3条 指定の要件 該当項目	同要綱第3条(1)に基づく 指定基準 1指定の要件 該当項目	指定基準	同要綱第3条(1)に基づく 指定基準 3指定しない農地等 該当項目	判定	備考
26	鎌倉市台字西ノ台	1471 1472 1472-2	830	830	平成4年11月13日	全部	(1) 及び(2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	
38	鎌倉市今泉一丁目	121 122 123 124-1 124-2 125 126 129	1550	1550	平成4年11月13日	全部	(1) 及び (2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	
52	鎌倉市佐助二丁目	869-2 873 874	910	910	平成4年11月13日	全部	(1) 及び(2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	
53	鎌倉市佐助二丁目	883-1 883-2 888	1130	1130	平成4年11月13日	全部	(1) 及び(2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	
54	鎌倉市佐助二丁目	887	640	640	平成4年11月13日	全部	(1) 及び(2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	
55	鎌倉市佐助二丁目	942 944 940-2	990	1190	平成4年11月13日 平成7年12月26日	一部	(1) 及び(2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	
		943			平成11年12月27日	意向未確認						
69	鎌倉市津字蟹田谷	1030-1 1030-2 1031-2 1035-3 1535-3 1539-4	2500 ※	3460	平成4年11月13日	一部	(1) 及び(0)	(1)、(2)及び(1)	(1)	なし	適合	※実測面積で指定
	鎌倉市腰越字山王下	1532-5 1671-7				指定意向なし						
72	鎌倉市手広四丁目	1335 1336 1337 1338 1339-1 1340-1 1341-1	1110	1110	平成4年11月13日	全部	(1) 及び(1)	(1)、(2)及び(2)	(0)	なし	適合	
74	鎌倉市手広四丁目	1427-4 1428-1 1429-1 1430-1	1540	1540	平成4年11月13日	全部	(1) 及び(2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	
75	鎌倉市手広三丁目	1466-2 1470-2 1471 1472-1 1473-2 1474-1 1475-1 1476-1 1599 1600	2540	2540	平成4年11月13日	全部	(1) 及び(2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	

特定生産緑地指定基準への適合性

76	鎌倉市手広三丁目	1596-6 1597-1 1598-1	1380	1380	平成4年11月13日	全部	(1) 及び (2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	
118	鎌倉市山崎字清水塚	1539 1540	920	920	平成4年11月13日	全部	(1) 及び(2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	
130	鎌倉市上町屋字山ノ根	649-1 668	1750	1750	平成4年11月13日	全部	(1) 及び(2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	
132	鎌倉市上町屋字長島	370 371 384 385 386 387	2960	2960	平成4年11月13日	全部	(1) 及び(2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	
133	鎌倉市上町屋字長島	366-1 367-1 390	880	880	平成4年11月13日	全部	(1) 及び(2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	
134	鎌倉市上町屋字長島	540-3 541-1 541-2	1820	1820	平成4年11月13日	全部	(1) 及び(2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	
136	鎌倉市上町屋字山ノ根	579 580 585-1 585-2	1170	1170	平成4年11月13日	全部	(1) 及び(2)	(1)、(2)及び(3)	(1)	なし	適合	
138	鎌倉市上町屋字山ノ根	569 570 571-1	1220	1700	平成4年11月13日	一部	(1) 及び(3)	(1)、(2)及び(4)	(2)	なし	適合	
		574 575			平成10年12月25日	意向未確認						
139	鎌倉市上町屋字長島	527-6 527-11 527-12	1540	1810	平成4年11月15日	一部	(1) 及び(4)	(1)、(2)及び(5)	(3)	なし	適合	
		527-1			平成8年12月25日	意向未確認						

### 特定生産緑地に指定しない意向を確認した生産緑地地区一覧表

1370-		<u> </u>	, , , , , , , ,	M	518	I
箇所番号	農地等の所在地	地番	都市計画 決定面積	当初指定 年月日	指定意向の ない範囲	備考
11	鎌倉市玉縄三丁目	622 626	920	平成4年11月13日	全部	
18	鎌倉市植木字相模陣	481-1 483-1	590	平成4年11月13日	全部	
36	鎌倉市岩瀬字内耕地	898 899 900 902 912-2 912-4 913-2 913-3 913-4 914-3	1970	平成4年11月13日	全部	
69	鎌倉市津字蟹田谷鎌倉市腰越字蟹田谷	1030-1 1030-2 1031-2 1035-3 1535-3 1539-4 1532-5	3460 ※	平成4年11月13日	地番の一部(実測で確認)	※都市計画決定面積 (3,460㎡) のうち指 定しない確認意向面 積750㎡
	鎌倉市腰越字山王下	1671-7			地番の全部	
73	鎌倉市手広四丁目	1431 1432-4	780	平成4年11月13日	全部	
83	鎌倉市手広三丁目	1576-1	710	平成4年11月13日	全部	
89	鎌倉市手広二丁目	527-1 528-1 528-2 528-3	1320	平成4年11月13日	全部	
92	鎌倉市笛田二丁目	735	1110	平成4年11月13日	全部	
96	鎌倉市笛田三丁目	996-1 994 995 998-3	910	平成4年11月13日	全部	意向確認範囲都計審報告済

◆鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱 (た字の悪体)

第3条 特定生産緑地に指定することができる生産緑地地区は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 鎌倉市生産緑地地区指定基準(平成30年7月5日)の1指定の要件及び2指定する農地等並びに鎌倉市生産緑地地区指定基準細目(平成30年7月5日)に掲げる条件に該当していること。
- (2) 申出基準日から起算して2年前の日が属する年度の初日を経過した生産緑地地区であること。ただし、生産緑地地区の区域を拡大する都市計画変更をした拡大部分(以下「生産緑地地区の拡大部分」という。)については、前述の「2年前」とあるのは「5年前」と、「生産緑地地区」とあるのは「生産緑地地区の拡大部分」と読み替えるものとする。

◆鎌倉市生産緑地地区指定基準

#### 1 指定の要件

生産緑地地区として定めることができる農地等は、次に掲げる要件に該当する一団の農 地等の区域とする。

- (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境 の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地とし て適しているものであること。
- (2)300平方メートル以上の規模の区域であること。
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

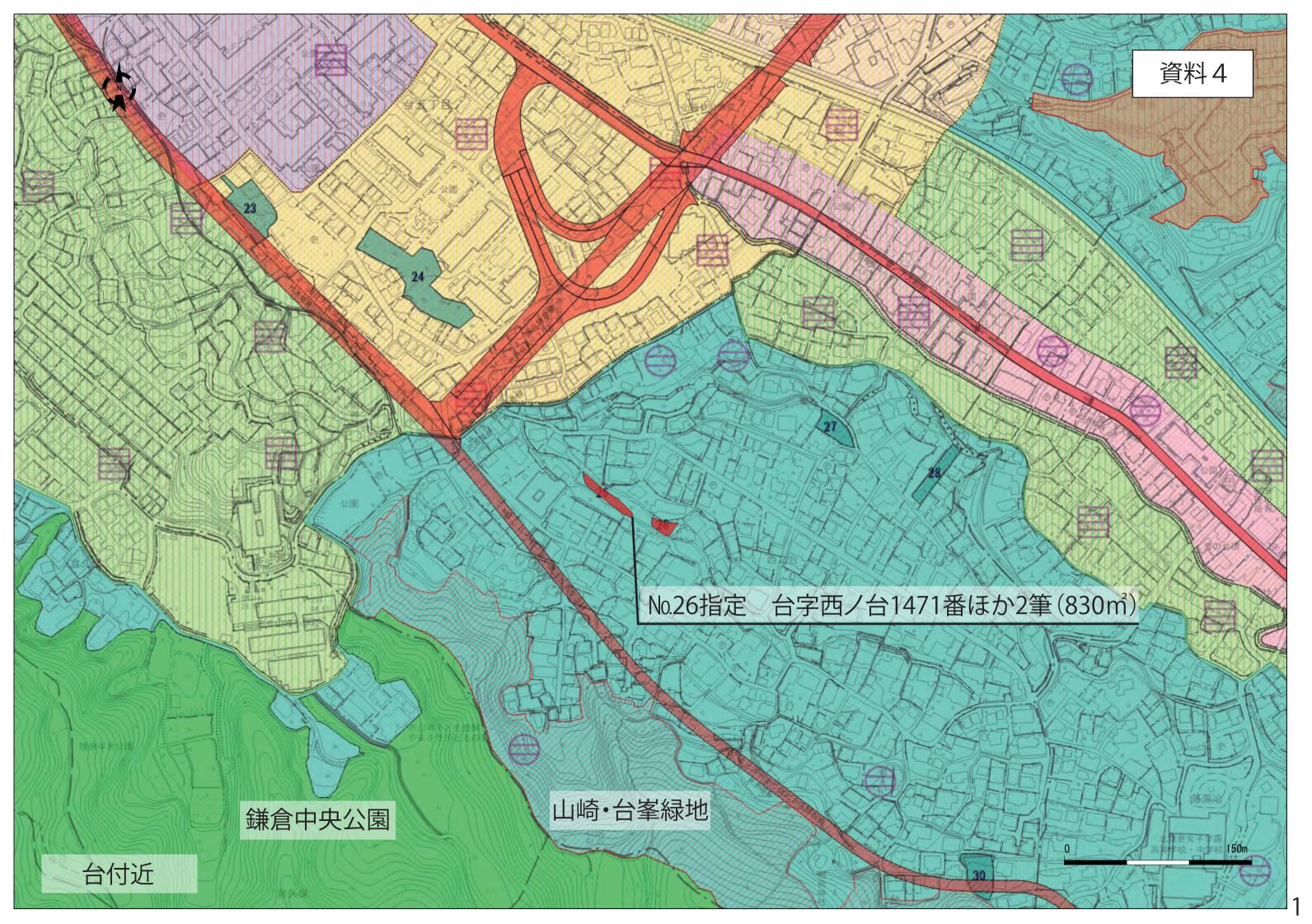
#### 2 指定する農地等

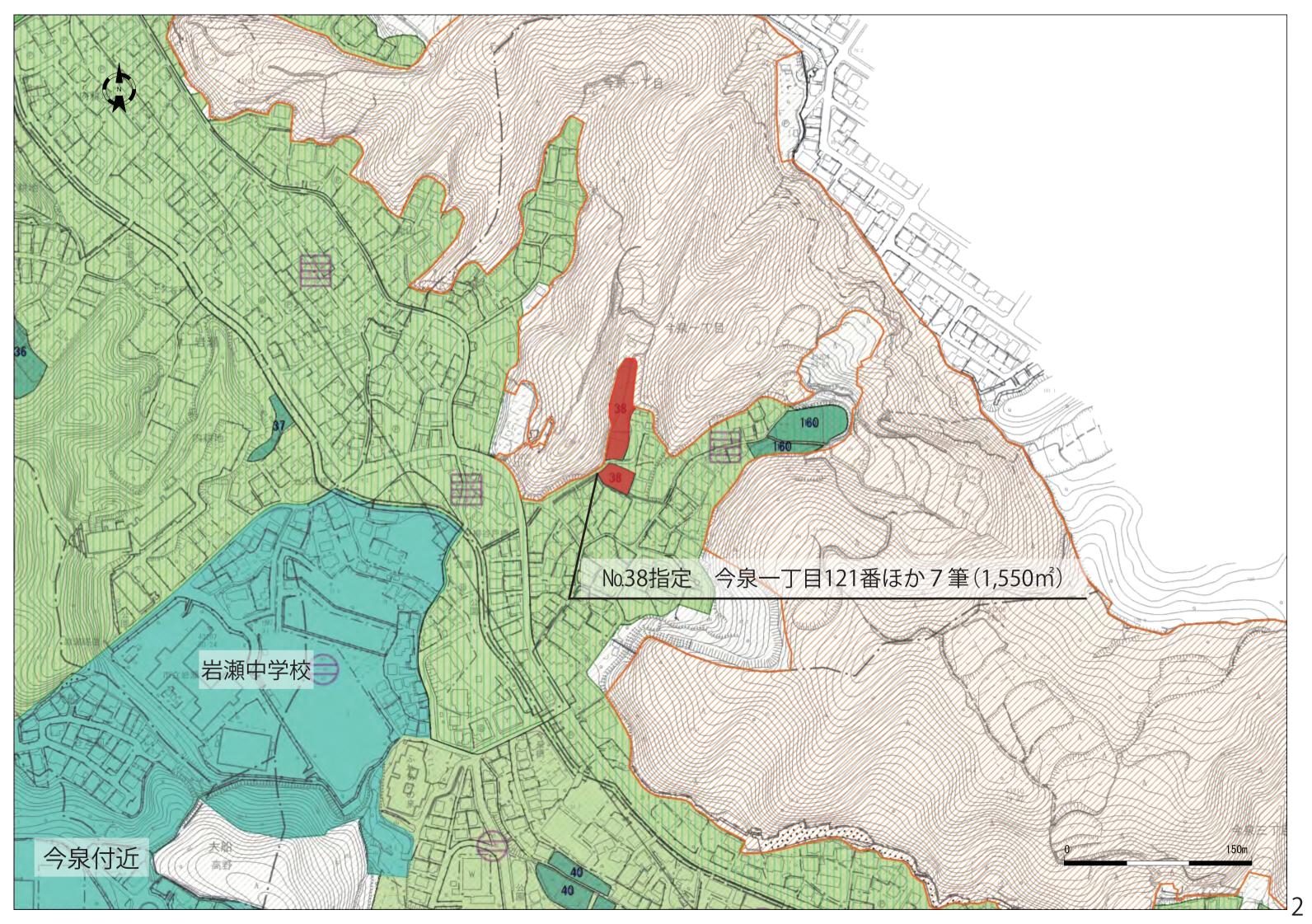
1の指定の要件に該当する一団の農地等の区域のうち、次のいずれかに該当するものであること。

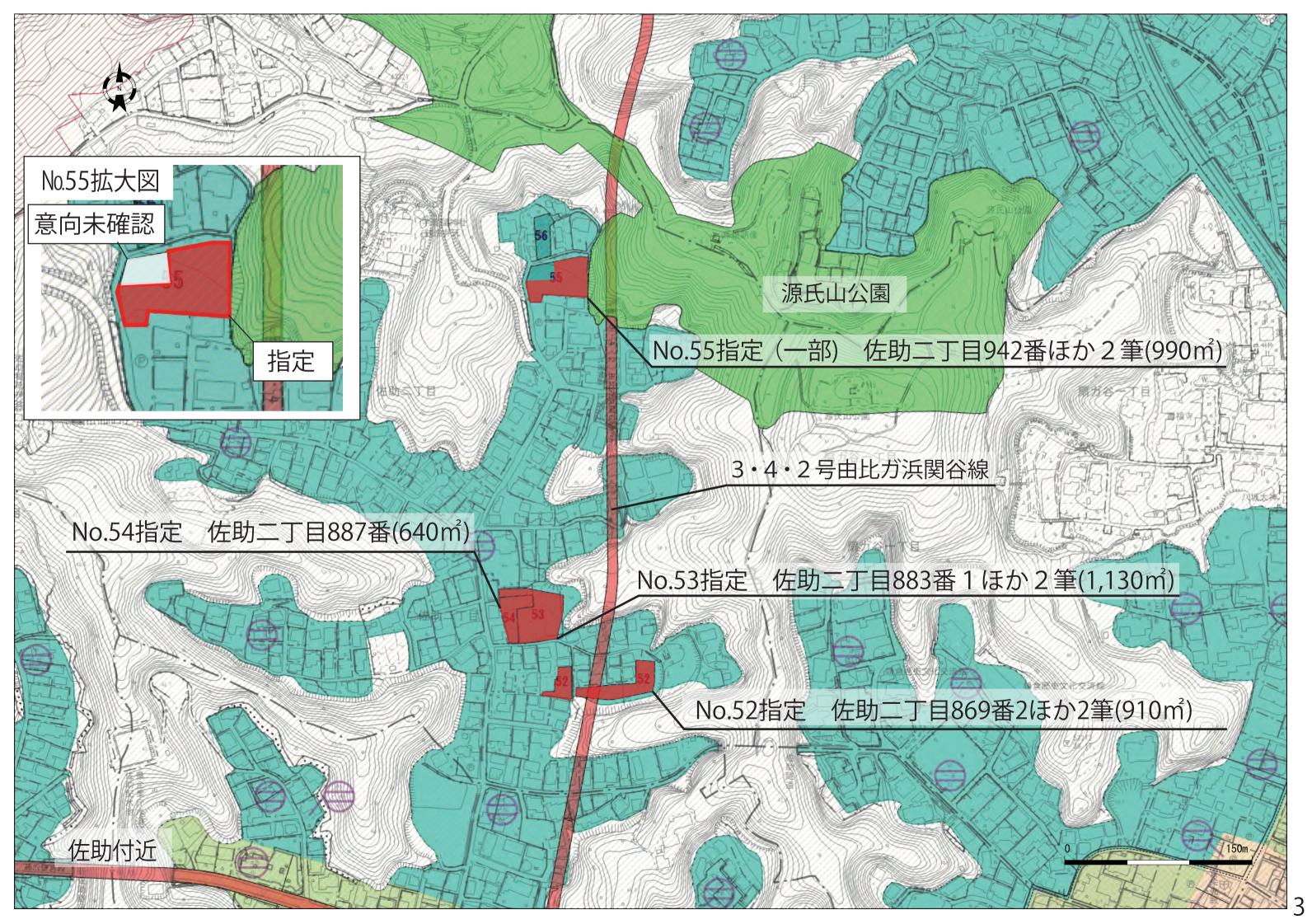
- (1) 各種の中長期計画等に適合しているもの。
- (2) 新たに指定することにより、既に指定した2以上の生産緑地地区の一体性が 図られるもの又は既に指定した生産緑地地区の整形化が図られるもので、一 団の農地等で良好な都市環境の形成に資するもの。
- (3) 延焼防止の機能を有するなど、災害対策の観点から効果が期待できるもの。
- (4) 同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資するもの。
- 3 指定しない農地等

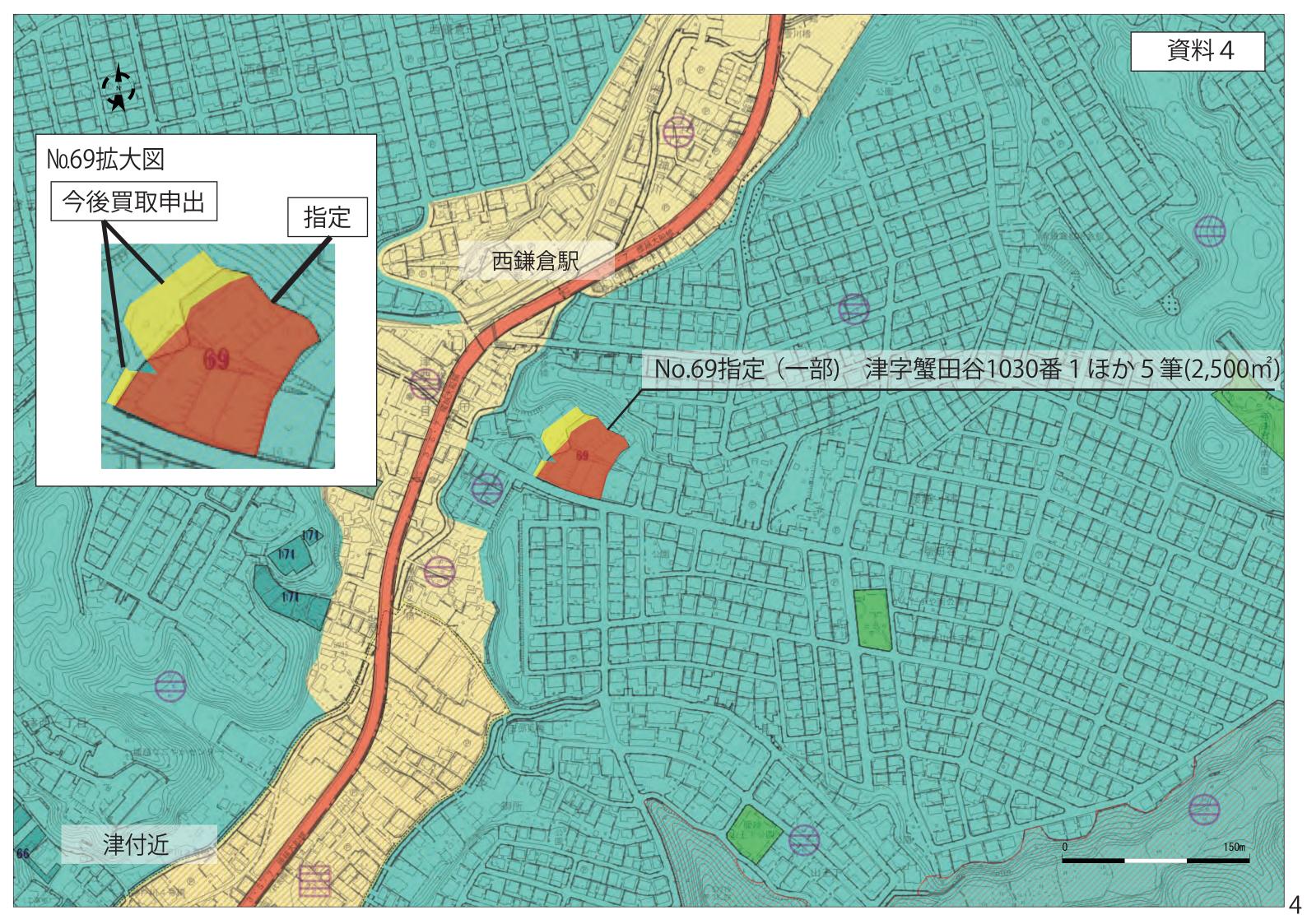
次の各号のいずれかに該当するものは、前2項にとらわれず指定をしない。

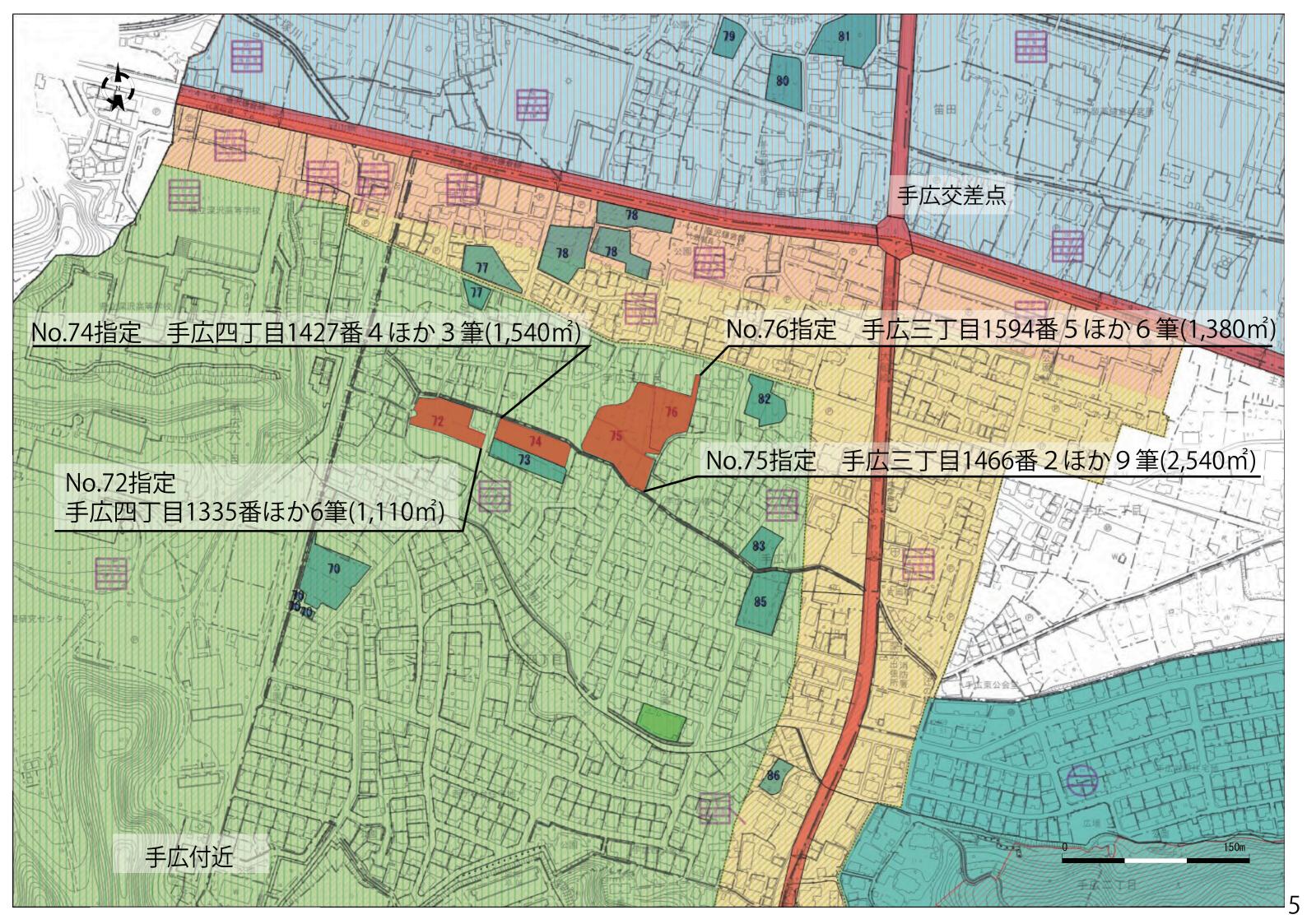
- (1) 高度利用地区、特定街区の区域内にあるもの。
- (2) 周りを塀で囲ってあるなど、公園緑地の補完機能が十分に発揮できないものと認められるもの。
- (3) その他市長が指定をしない特別な理由があるもの

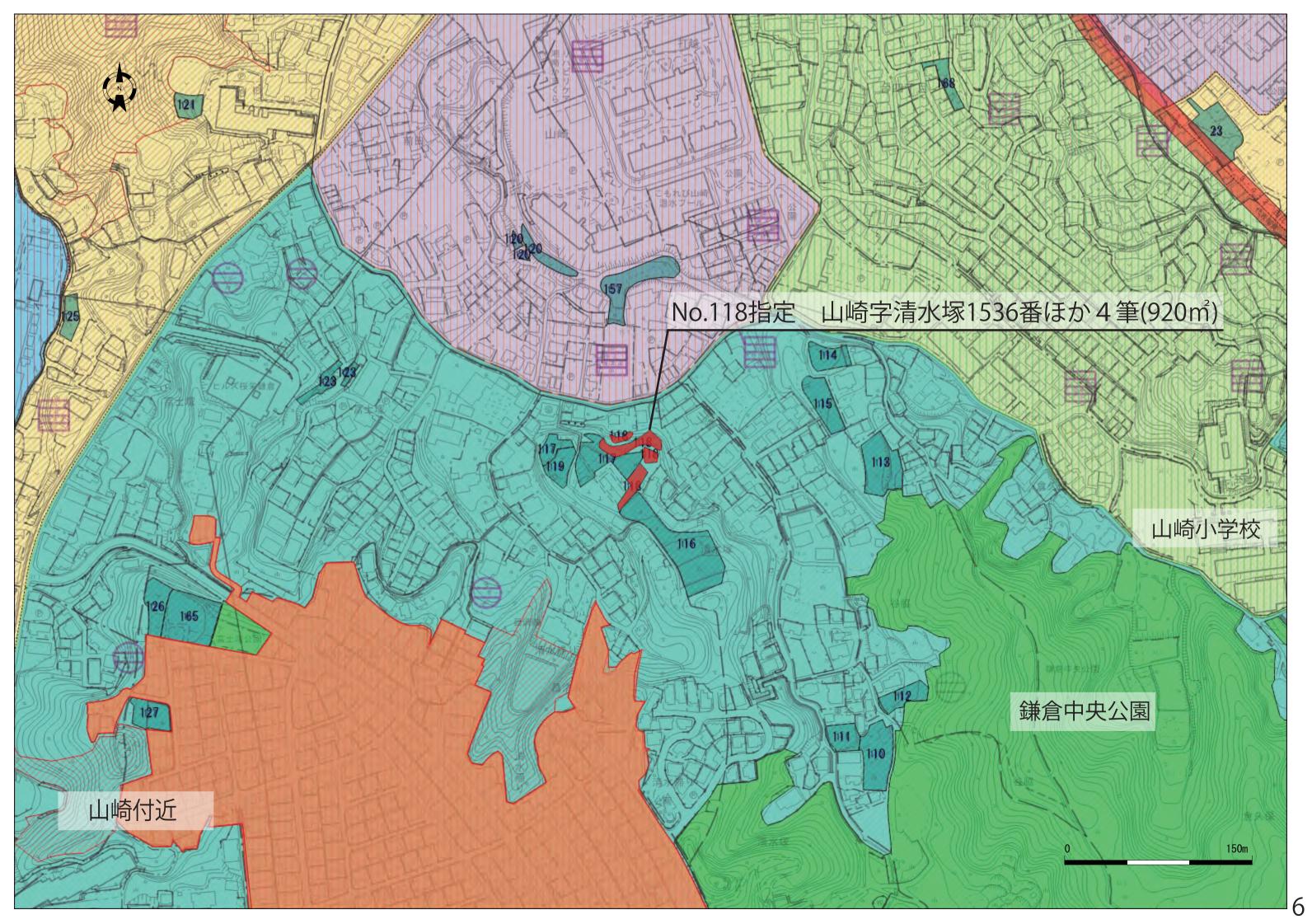


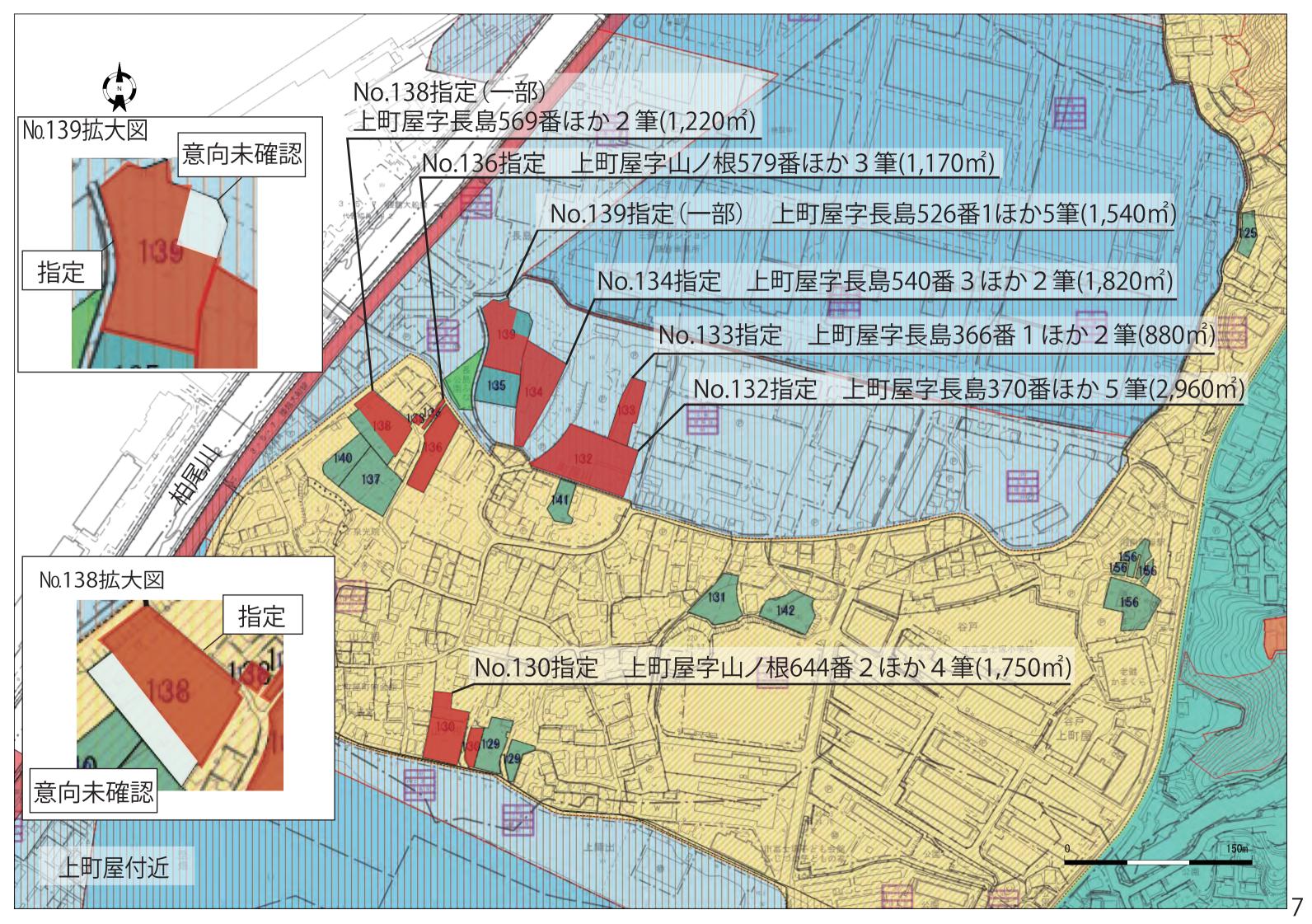


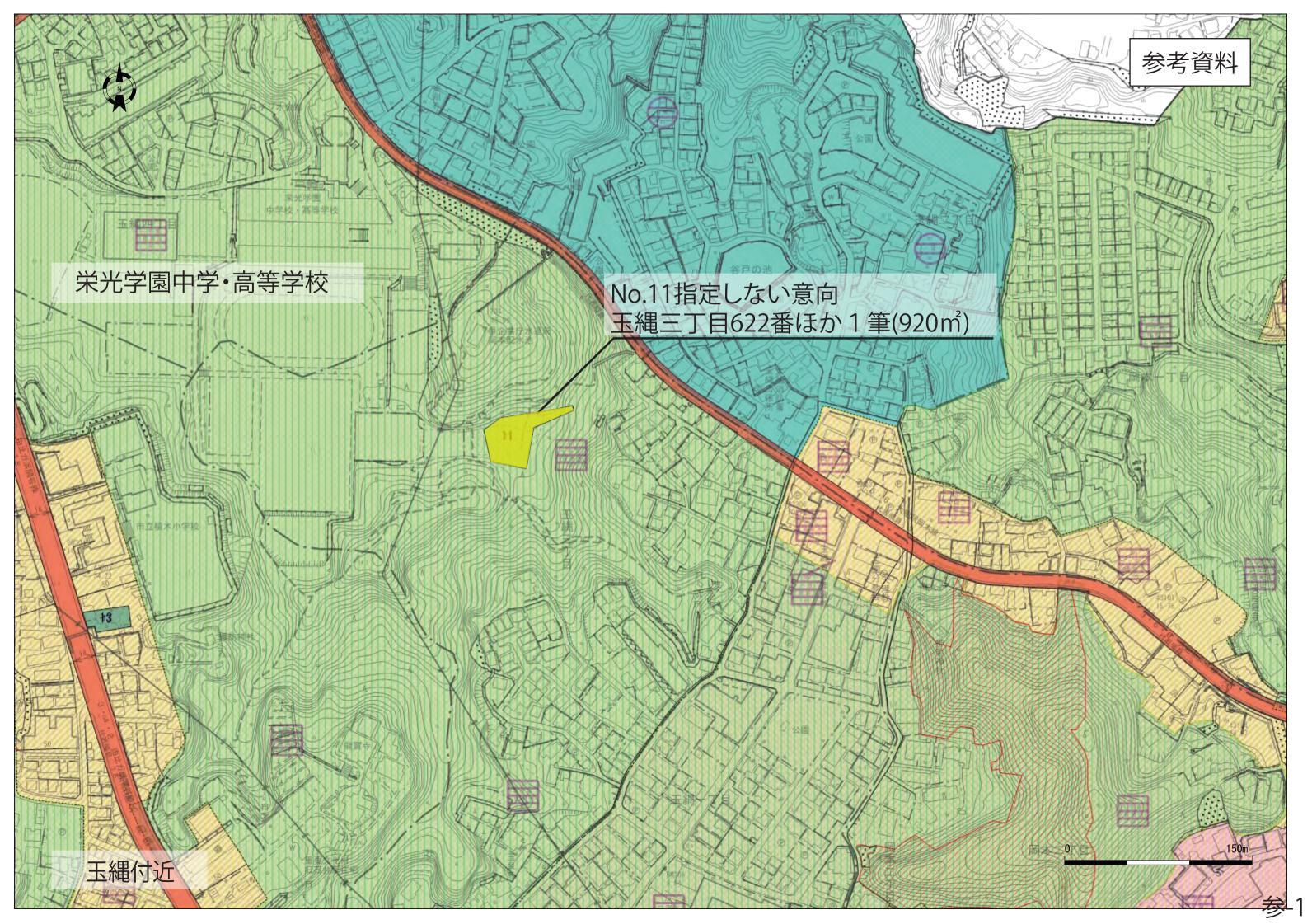


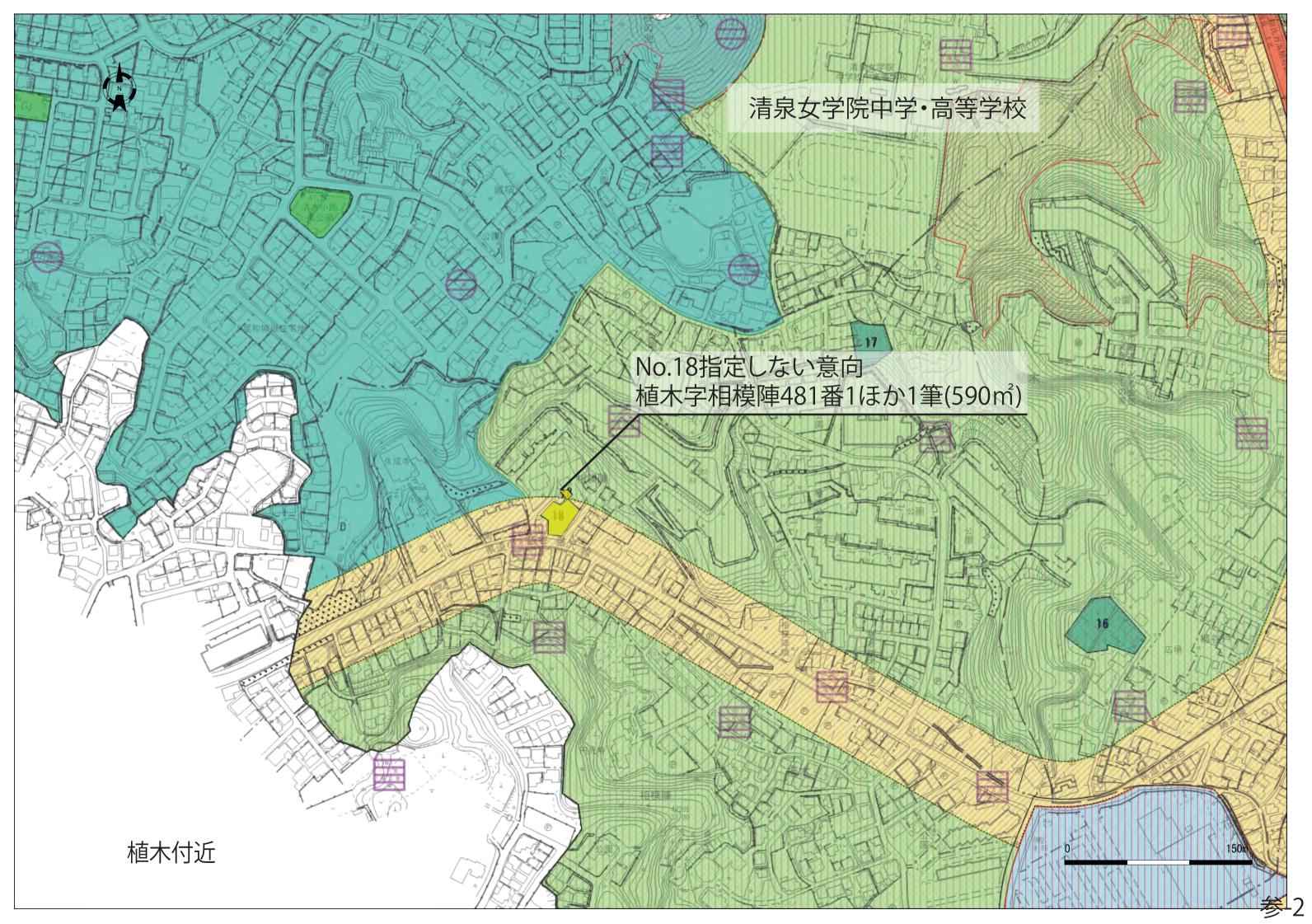


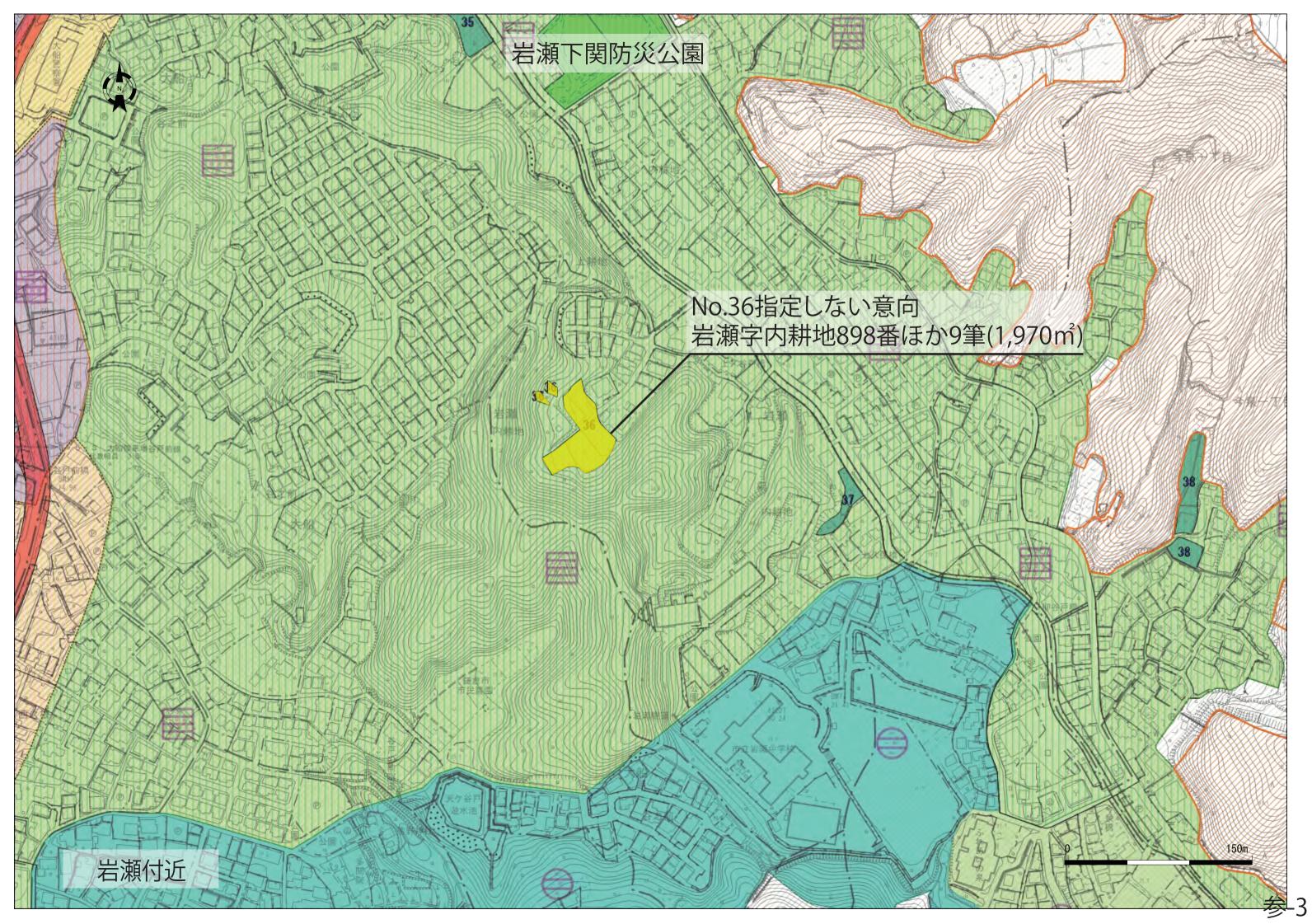




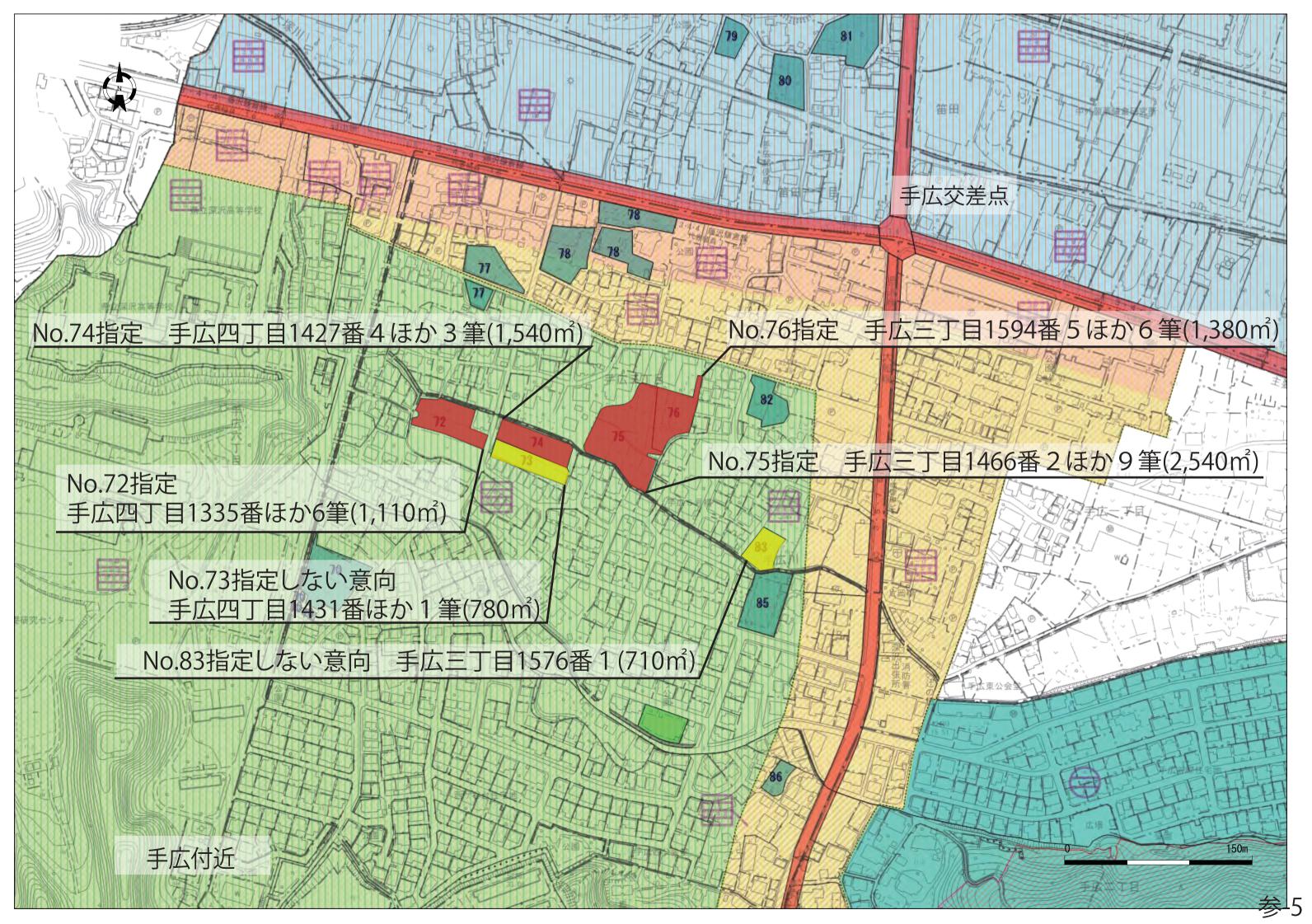


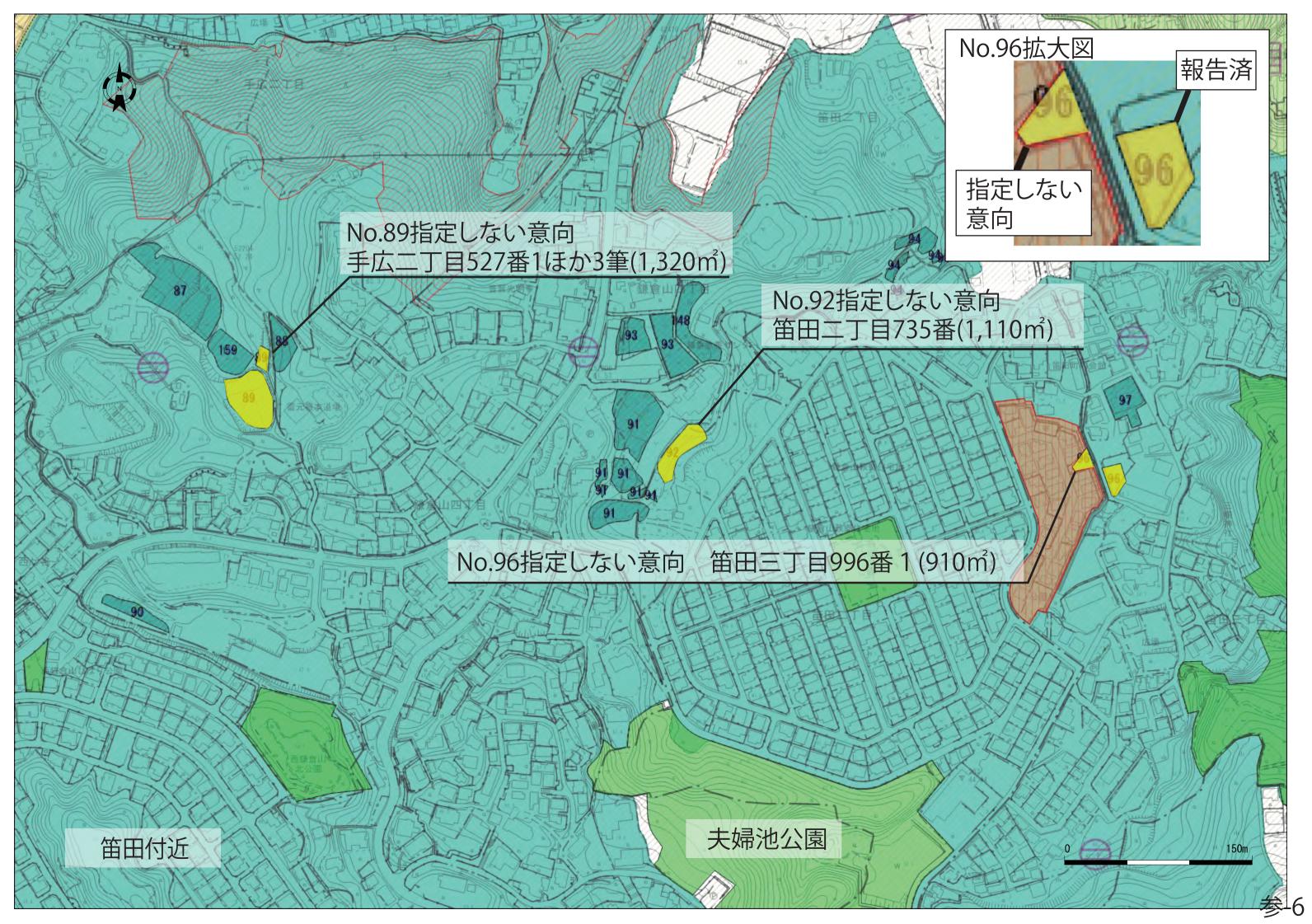










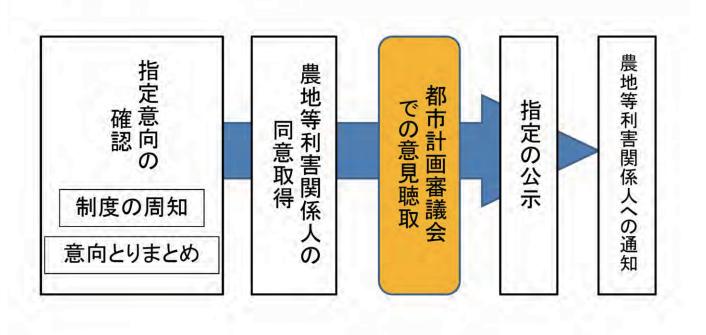


# ■意向確認状況(平成4年指定)

### ※本指定案件を含む

全域	指定意向	指定しない	意向
	確認済	意向確認済	未確認
111箇	86箇所 (全部)	18箇所 (全部)	0箇所(全部)
	7箇所	7箇所	0箇所
	(一部)	(一部)	(一部)

## ■指定事務のフロー



#### 生產緑地法 (抜粋)

(生産緑地地区に関する都市計画)

- 第三条 市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街 化区域をいう。)内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域について は、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。
  - 一 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
  - 二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。
  - 三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- 2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

(特定生産緑地の指定)

- 第十条の二 市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の 地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当 該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で 特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定(以下単に「指定」という。)は、申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は、当該申出基準日から起算して十年を経過する日とする。
- 3 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人(第三条第四項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。)の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会。第十条の四第三項において同じ。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該特定生産緑地を公示するとともに、その旨を当該特定生産緑地に係る農地等利害関係人に通知しなければならない。

#### 鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)、生産 緑地法施行令(昭和49年政令第285号。以下「施行令」という。)及び生産緑地法施 行規則(昭和49年建設省令第11号。以下「施行規則」という。)に規定する特定生産 緑地の指定等の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法、施行令、施行規則で定義する用語 の例による。

(指定の要件)

- 第3条 特定生産緑地に指定することができる生産緑地地区は、次の各号に掲げる要件を 満たすものとする。
  - (1) 鎌倉市生産緑地地区指定基準(平成30年7月5日)の1指定の要件及び2指定する 農地等並びに鎌倉市生産緑地地区指定基準細目(平成30年7月5日)に掲げる条件に 該当していること。
  - (2) 申出基準日から起算して2年前の日が属する年度の初日を経過した生産緑地地区であること。

ただし、生産緑地地区の区域を拡大する都市計画変更をした拡大部分(以下「生産緑地地区の拡大部分」という。)については、前述の「2年前」とあるのは「5年前」と、「生産緑地地区」とあるのは「生産緑地地区の拡大部分」と読み替えるものとする。

(指定の意向確認)

第4条 特定生産緑地の指定について、市長から意向確認を受けた生産緑地地区の所有者のうち、特定生産緑地の指定を希望する者は、特定生産緑地指定意向確認書(第1号様式)に意向確認生産緑地地区明細書(第2号様式)、特定生産緑地地区指定同意書(第3号様式)及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

(指定の提案)

第5条 法第10条の4第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を提案しようとする 生産緑地地区の所有者(以下「提案者」という。)は、特定生産緑地指定提案書(第4 号様式)に提案生産緑地地区明細書(第5号様式)、特定生産緑地指定合意書(第6号 様式)及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

(指定)

第6条 市長は、第4条に規定する指定の意向確認があった生産緑地地区を特定生産緑地 に指定しようとするときは、都市計画審議会の意見を聴いたうえで、当該生産緑地地区 の申出基準日までに指定するものとする。

- 2 市長は、前条に規定する指定の提案があった生産緑地地区を特定生産緑地に指定しよ うとするときは、都市計画審議会の意見を聴いたうえで、当該生産緑地地区の申出基準 日までに指定するものとする。
- 3 市長は、特定生産緑地の指定をした土地については、法第10条の2第4項に基づき 公示するとともに、農地等利害関係人に対し、特定生産緑地指定通知書(第7号様式) により通知するものとする。

(指定しない場合)

第7条 市長は、第5条の提案がされた生産緑地地区について、特定生産緑地の指定をしないこととしたときは、特定生産緑地に指定しない旨の通知書(第8号様式)により理由を明記して提案者に通知するものとする。

(指定の期限の延長)

第8条 市長は、特定生産緑地の指定の期限を延長するときは、第3条、第4条、第6条 第1項及び同条第3項の規定を準用する。この場合において、第3条第2号及び第6条 第1項中の「申出基準日」とあるのは「指定期限日」と、第3条第2号及び第4条第1 項中「特定生産緑地指定意向確認書(第1号様式)」とあるのは「特定生産緑地指定期 限の延長意向確認書(第9号様式)」と、「意向確認生産緑地地区明細書(第2号様 式)」とあるのは「延長意向確認生産緑地地区明細書(第10号様式)」と、「特定生 産緑地指定同意書(第3号様式)」とあるのは「特定生産緑地指定の期限の延長同意書 (第11号様式)」と、第6条第3項中「特定生産緑地指定通知書(第7号様式)」と あるのは「特定生産緑地指定の期限の延長通知書(第12号様式)」と読み替えるもの とする。

(指定の解除)

第9条 市長は、特定生産緑地に指定している生産緑地地区の法第8条に規定する行為の制限が解除された場合、もしくは残存する特定生産緑地が第3条の要件を満たさなくなったときは、特定生産緑地の指定を解除し、その旨を公示するとともに、農地等利害関係人に対し、特定生産緑地指定解除通知書(第13号様式)により通知するものとする。

付 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行する。

#### 鎌倉市生産緑地地区指定基準

当初: 平成 30 年 7 月 5 日

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条に基づき、生産緑地地区として定める市街化区域内の 農地等は、良好な都市環境の形成に資することを目的とし、次に生産緑地地区指定基準等を定めるも のとする。

#### 1 指定の要件

生産緑地地区として定めることができる農地等は、次に掲げる要件に該当する一団の農地等の区域とする。

- (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の 効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- (2) 300平方メートル以上の規模の区域であること。
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

#### 2 指定する農地等

1の指定の要件に該当する一団の農地等の区域のうち、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 各種の中長期計画等に適合しているもの。
- (2) 新たに指定することにより、既に指定した2以上の生産緑地地区の一体性が図られるもの又は既に指定した生産緑地地区の整形化が図られるもので、一団の農地等で良好な都市環境の形成に資するもの。
- (3) 延焼防止の機能を有するなど、災害対策の観点から効果が期待できるもの。
- (4) 同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資するもの。

#### 3 指定しない農地等

次の各号のいずれかに該当するものは、前2項にとらわれず指定をしない。

- (1) 高度利用地区、特定街区の区域内にあるもの。
- (2) 周りを塀で囲ってあるなど、公園緑地の補完機能が十分に発揮できないものと認められるもの。
- (3) その他市長が指定をしない特別な理由があるもの。

#### 4 指定の手続

生産緑地地区は、その対象となる農地等の所有者に生産緑地地区に関する都市計画決定に必要な 書類の提出を求め、当該農地等の現況及び将来の見通しを勘案してこれを審査の上、都市計画決定 の手続に従い、必要と認められるものについて定めるものとする。

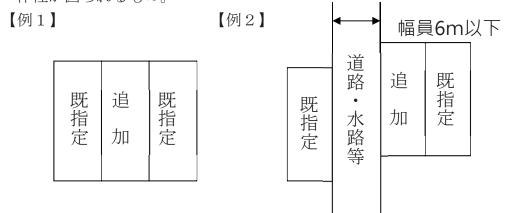
#### 5 適正管理

生産緑地地区として定められた農地等については、良好な都市環境の形成に資するよう農業委員会等の協力の下に、適正管理について指導を行うものとする。

#### 鎌倉市生産緑地地区指定基準細目

当初: 平成 30 年 7 月 5 日

- 1 指定基準2(1)「各種の中長期計画等」とは次のものをいう。
  - (1) 鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成28年11月)
  - (2) 鎌倉市都市マスタープラン (平成 27 年 9 月)
  - (3) 鎌倉市緑の基本計画(平成23年9月)
  - (4) 鎌倉市景観計画(平成29年3月)
  - (5) 鎌倉市地域防災計画(平成25年2月)
  - (6) 鎌倉市農業振興ビジョン(平成30年7月)
- 2 指定基準2(2)「新たに指定することにより、既に指定した2以上の生産緑地地区 の一体性が図られるもの又は既に指定した生産緑地地区の整形化が図られるもの」と は下図の例による。
  - (1) 一体性が図られるもの。



- ・所有者、面積要件は問わない。
- ・6 m以下の道水路等が介在していても一団と見なす。
- ・ ずれが生じている場合は、そのずれが概ね接する辺長の過半を上回らないものであること。
- (2) 整形化が図られるもの。



- ・所有者、面積要件は問わない。
- ・農業用道水路等が介在していても一団と見なす。
- ・接続する農地が不整形な場合は全周長の概ね過半以下が既設の生産緑地地区に接 すること。

- 3 指定基準2 (3)「延焼防止の機能を有するなど、災害対策の観点から効果が 期待できるもの」とは、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 建築物と建築物の間に存するもので延焼防止の機能を有するもの。
  - (2) 一時避難地としてのオープンスペース機能を有する 300 ㎡以上の一体のもの。
  - (3) その他公園、緑地機能を補完する機能を有するもの。
- 4 指定基準2(4)「同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、 一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資するもの」 とは、下図に示すとおり、面積が概ね100平方メートル以上の1の農地等の間の 距離が直線で250m以下であり、かつ、所有者が同一であるものとする。なお、 6m以下の道路・水路等が介在している場合においても一団と見なすものとする。

#### 【例】

